

【バス通学定期券】

新型コロナウイルス斉休校に伴う「払戻し」、 及び学校再開時における「新規発行」の取扱いについて

平素より富士急のバスをご利用くださいますこと誠にありがとうございます。
新型コロナウイルス斉休校（富士・富士宮市内）に係る「払戻し」、及び学校再開時の「新規発行」の取扱いを、下記のとおりご案内致します。

記

「通学定期券」の払戻しについて（通常どおり）

①お手持ちの乗車券を発行した窓口にお申し出ください。

【バス定期券発行窓口】

富士宮駅

鷹岡営業所

富士駅

TSUTAYA富士本吉原店

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4/13（月）以降は再び営業時間を短縮させていただきますので、ご注意ください。

<http://www.shizuokabus.co.jp/2020/02/28/5901/>

②発行窓口にお申し出頂いた日を最終使用日として計算した額を払戻しします。

【払戻し額の算式】

「券面額」から「通用開始日からの経過日数分の往復運賃（基準となる片道普通運賃額の2倍）」を引いた金額を払戻しします。なお、払戻額が0円以下になる場合は払戻し出来ません。

<例：利用開始日から3日経過した「通学定期券 20,520円（片道普通運賃 200円区間の3ヶ月分）」を払戻す場合>

払戻額 19,320円 = 券面額 20,520円 - (片道普通運賃 200円 × 往復 2 × 経過日数 3日)

学校再開時の「通学定期券」の新規発行について（変更）

①「払戻し」となりますので、再度お求め頂く場合は「新規発行」となります。

②「払戻し」の際に窓口よりお渡しする「定期券申込書（確認スタンプが押印されたもの）」に必要事項ご記入の上、発行窓口にご提出ください。

※「定期券申込書（確認スタンプが押印されたもの）」がない場合は、在学する学校の証明印が再度必要になりますのでご注意ください。

お客様へのお願い

弊社では、各校概ね4/13（月）からの休校につき4/12（日）まで集中的な取扱いを見込んでおります。対象のお客様におかれましては、お早めにお申し出くださいますようお願い申し上げます。